

社会福祉法人斐川あしたの丘福祉会 虐待防止のための指針

I 目的

この指針は、社会福祉法人斐川あしたの丘福祉会が設置する施設における虐待の防止のための取り組みについて必要な事項を定め、利用者に安心と安全を提供するサービスの質の向上のため、障がい者虐待の防止とともに障がい者虐待の早期発見・早期対応に努めることを目的とする。

なお、この指針に定めていない事項については、関係法令等の取扱いに沿って対応するものとする。

【障がい者虐待の定義】

①身体的虐待	身体に外傷が生じもししくは生じるおそれのある暴行を加えること
②身体拘束	正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること
③性的虐待	わいせつな行為をすることまたは障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
④ネグレクト	衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、他者による虐待行為と同様の行為の放置、その他の障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
⑤心理的虐待	著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動(家庭内虐待は除く)その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
⑥経済的虐待	障がい者の財産を不当に処分すること、その他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

II 施設における虐待防止に関する基本的な考え方

当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 虐待防止委員会の設置及び職員への周知

虐待の防止のための対策を検討する「虐待防止委員会」を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 職員への研修実施

職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(3) 虐待の防止のための責任者の設置

(1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

III 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待の防止のための対策を検討する「虐待防止委員会」を設置する。

(1)虐待防止委員会の構成員

- 1)施設長 2)管理者 3)サービス管理責任者等(虐待防止のための担当者)
- 4)第三者委員

※第三者委員については、事案発生時等、必要に応じて招集する。

(2)構成員の責務及び役割分担

【施設長】

- 1)虐待の防止のための責任者 2)虐待防止委員会の総括管理

【管理者】

- 1)ケア現場における諸課題の総括管理 2)虐待の防止に向けての職員教育 3)チームケアの確立

【サービス管理責任者等(虐待防止のための担当者)】

- 1)医療機関・家族との連絡調整 2)家族の意向に添ったケアの確立 3)記録の整備

【第三者委員】

- 1)専門的な知見 2)社会性や客観性の確保

(3)委員会の開催

- ・少なくとも1年に1回定期開催をする。
- ・身体拘束等適正化検討委員会と一体的に設置・運営することも可能とする。

(4)委員会の役割

- (ア)虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成)
- (イ)虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こりやすい職場環境の確認等)
- (ウ)虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行)

(5)その他

事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意する。

IV 虐待発見時の報告方法等の方策および対応に関する基本方針

(1)虐待発見時の対応

施設において虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、速やかに管理者等に報告し、施設としての事実確認を行うなど、組織的な対応を図る。

また、行政に通報・相談を行い、行政が実施する事実確認調査等へ協力する。

事実確認をしっかりと行った上で、虐待を受けた障がい者やその家族に対して、謝罪も含めて誠意ある対応を行う。

(2) 発生後の対応

虐待の発生後、「虐待を受けた障がい者」と「虐待を行った者」双方への視点をもつて対応する。

被害者である障がい者に対しては、生命と身体の安全を十分に確保した上で、落ち着きを取り戻すための支援、もしくは一日も早く安心した生活を取り戻すために必要な取組みを進める。必要に応じて、関係機関との連携を取りながらフォローを行う。

虐待を行った者に対しては、虐待の背景には様々な要因があるという前提のもとに、適切なフォローを行う。また、家族(養護者)による虐待の場合には、必要に応じて、関係機関の活用を薦めることも考慮する。

(3) 再発防止に向けた具体的な対応

(ア) 虐待(不適切な対応事例も含む。)が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること

(イ) 職員は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること

(ウ) 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること

(エ) 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること

(オ) 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること

(カ) 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること

(キ) 再発防止策を講じた後に、その効果について検討すること

V 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 虐待防止の基本的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図る。

(2) 虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修(年1回以上)を実施する。

(3) 新規採用時には虐待防止の研修を実施する。

(4) 研修の実施内容について記録する。

※事業所内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研

修に事業所が参加した場合でも差し支えない。

VI 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当施設の虐待防止のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、法人のホームページに公表する。

VII その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

(1) 虐待の防止等に向けた体制の整備

施設における虐待防止に向けた体制の整備として、施設長・管理者等は「A:体制整備チェックリスト」を活用し、定期的に虐待防止等に向けた体制が整っているか確認する。また、体制整備チェックリストから明らかにされた更なる取り組みと改善が必要な事項に対する「B:虐待防止に関する取り組みの推進・改善シート」を合わせて活用する。

職員は「C:職員セルフチェックリスト」を活用し、定期的に自身の業務及び職場環境の確認を行うこととする。

(2) 虐待の早期発見に向けた取組

職員は、利用者に対する日々の観察力を高め、虐待を早期に発見する目を養うため、「D:早期発見チェックリスト」等を活用する。

付則

平成30年12月28日 作成

令和 4年 4月 1日 改正